

## 主な他法律等での民生委員・児童委員の位置付け

法 令 名	条 項	内 容	
生活保護法	第二十二条	民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。	
老人福祉法	第九条	民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。	
身体障害者福祉法	第十二条の二	この法律の施行について、市町村長、福祉事務所の長、身体障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。	
知的障害者福祉法	第十五条	この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、知的障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。	
母子及び寡婦福祉法	第十条	児童委員は、この法律の施行について、福祉事務所の長又は母子自立支援員の行う職務に協力するものとする。	
売春防止法	第三十七条	民生委員、児童委員、保護司、更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。	
婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準	第十五条	婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、母子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子相談員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。	
学校保健法施行令	第八条	2	教育委員会は、医療費の援助の対象たる児童・生徒の認定を行うため必要があるときは、福祉事務所長及び民生委員に対して、助言を求めることができる。

法 令 名	条 項		内 容
独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令	第十七条	2	公立の義務教育諸学校の設置者は、災害共済掛金の徴収を免除する保護者の認定を行うため必要があるときは、福祉に関する事務所の長及び民生委員に対して助言を求めることができる。
児童福祉施設最低基準	第八十八条の四	2	児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子相談員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。
生活福祉資金貸付制度	「生活福祉資金の貸付けについて」厚生労働省事務次官通知		<p><b>第十三 民生委員の役割</b></p> <p>民生委員は、資金の貸付対象となる世帯について常に調査を行い、その実態を把握し、指導計画を立て、資金の貸付けの斡旋等所要の援助指導を行うとともに、都道府県社協及び市町村社協の貸付事業に協力し、借受人又は借入申込者に対し、その生活の安定を図るために必要な援助活動を行うものとする。</p>
児童虐待の防止等に関する法律	第六条	1	児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
ホームレスの自立支援等に関する基本方針	「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」厚生労働省／国土交通省告示第1号		<p><b>第三 ホームレス対策の推進方策</b></p> <p>各地方公共団体は、社会福祉協議会、社会福祉士会、N P O、ボランティア団体等の民間団体を始め、民生委員及び児童委員、地域住民等との連携・協力による積極的な街頭相談を実施し、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。特に、炊き出し等ホームレスが集まるような機会をとらえ、積極的に街頭相談を行う。</p>
都道府県国民保護モデル計画			市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとされ、この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築することとされている。
市町村国民保護モデル計画			市町村長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとされている。
災害時要援護者避難支援ガイドライン			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者は、災害時要援護者支援班と連携しつつ、避難支援プランの登録情報の更新、避難訓練への参加、要援護者等の理解促進を進めることとされている。</li> <li>○ 避難支援プランの策定及び避難支援者間での情報共有についての同意を得るため、まず、国、都道府県、市町村は、福祉関係部局担当者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者の理解を深める取組みを進めることとされている。</li> </ul>